

野田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月28日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第 9 号

野田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

野田市事務決裁規程（昭和 4 5 年野田市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 市民課の項及び国保年金課の項中「国民健康保険被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。